

# 最低賃金改定のお知らせ

地域別最低賃金	1時間	効力発生日
福岡県最低賃金	712円	平成25年10月18日
特定最低賃金	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	848円	平成25年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	806円	
輸送用機械器具製造業	828円	
百貨店、総合スーパー（※）	775円	
自動車（新車）小売業	819円	
<p>※ 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの。</p> <p>特定最低賃金に該当しない産業は、<b>福岡県最低賃金（1時間712円）</b>が適用されます。</p> <p>詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課（TEL：092-411-4578） または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。</p>		